

担当部署: 都市建設課

処分の概要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	柴田町自転車駐車場条例 第10条第2項
例規番号	平成2年条例第3号

## 【基準】

第10条及び柴田町暴力団排除条例第6条の規定による。

(使用の許可等)

第10条 駐車場の使用方法は、定期駐車又は一時駐車とする。

- 2 定期駐車しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。
- 3 一時駐車しようとする者は、使用料の納入をもって許可を受けたものとみなす。

(公の施設における措置)

第6条 町長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、同法第244条第1項に規定する公の施設の利用が暴力団の利益となると認めるときは、柴田町公の施設における暴力団の利益となる使用等の制限に関する条例(平成21年柴田町条例第27号)に定めるもののほか、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用の許可若しくは承認をせず、又は既にした当該利用の許可若しくは承認を取り消す等の利用の制限に関する処分を行うことができるものとする。

標準処理期間	1日

備考

設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年	月	日	